

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	他社株府令
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	自社株府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	企業内容等開示ガイドライン

目次

【金商法施行令について】	
I. 募集又は売出しの判定のための人数通算対象に対するストック・オプションの付与の除外	01
【定義府令について】	
II. 特定目的会社に係る適格機関投資家要件の追加	09
【開示府令について】	
III. 募集又は売出しに係る有価証券届出書の提出義務が免除される新株予約権証券（ストック・オプション）の付与の対象者の範囲拡大	18
【他社株府令及び自社株府令】	
IV. 公開買付け届出書の記載事項の簡略化等	27

I. 募集又は売出しの判定のための人数通算対象に対するストック・オプションの付与の除外		
01	改正金商法施行令の施行後に新株予約権証券を発行する場合における人数通算（政令第1条の6）においては、改正金商法施行令施行前に現行金商法施行令第2条の12に基づいて発行会社及びその完全子会社の役員・使用人のみに新株予約権証券を発行した場合の対象者の人数は、その取得勧誘が過去6ヶ月以内に行われていたとしても、改正金商法施行令第1条の6が適用されて、人数通算の対象とはならないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 改正後の金商法施行令第1条の6の規定の適用については、今般の金商法施行令の一部を改正する政令の附則において規定しております。
02	企業内容等開示ガイドライン4-2では、開示府令第2条第2項に定める会社の取締役等以外の者を対象に含めて	基本的には、ご理解のとおりです。 ただし、新株予約権証券（ストック・

	<p>新株予約権証券を付与する場合には、金商法施行令第2条の12に該当しないとされている。</p> <p>例えば、同一の取締役会において、第1号議案として、当該発行会社、完全子会社及び完全孫会社の役員使用人のみを対象として新株予約権証券を発行する旨の決議がなされ、第2号議案として、それ以外の者を対象として同内容の新株予約権証券を発行する旨の決議がなされたと仮定します。この場合、第1号議案に基づく発行は金商法施行令第2条の12に規定する場合に該当し、当該発行の対象者の人数は、通算の対象とならないという理解でよいか、確認して頂きたい。</p> <p>また、例えば、上記の例の第1号議案と第2号議案とで、新株予約権の権利内容（行使価格や行使期間等）が異なる場合においては、第1号議案に基づく発行は金商法施行令第2条の12に規定する場合に該当し、当該発行の対象者の人数は通算の対象とならないという理解でよいか。</p>	<p>オプション)の募集又は売出しについて、取締役会でその相手方の区分ごとに別議案として決議する場合、翌日に決議を行う場合等であっても、投資者保護の観点から、一の新株予約権証券の募集又は売出しとして取り扱うことが適切な場合もあるものと考えられます。</p>
03	<p>新株予約権証券(ストック・オプション)の発行について、例えば、同一の取締役会において、①発行会社の役職員50人以上に対して新株予約権証券(ストック・オプション)を発行する決議と、②その翌日に、発行会社の役職員等以外の者(49名以下)を発行する決議を行う(従って、①及び②の勧誘行為は同時に並行して行われます。)ことにより、①については金商法施行令第2条の12による届出免除の適用、②については金商法施行令第1条の6に基づく少数人数私募の適用がそれぞれ受けられる結果、①及び②のいずれについても届出を行うことなく、新株予約権証券(ストック・オプション)の勧誘を行うことができるとの理解でよいか。</p>	
04	<p>新株予約権証券(ストック・オプション)の発行について、上記の①と②の順番を逆にし、②発行会社の役職員等以外の者(49名以下)に対する新株予約権証券(ストック・オプション)の発行(割当)を先に行い、その翌日に、①発行会社の役職員50人以上に対する新株予約権証券(ストック・オプション)の発行(割当)を行う旨の決議を行う場合も、①及び②のいずれについても届出を行うことなく、新株予約権証券(ストック・オプション)の勧誘を行うことができると考えてよいか。</p>	
05	<p>上記①及び②の新株予約権証券(ストック・オプション)の発行(割当)が同日に行われた場合にも届出を要しない</p>	

	<p>とすることが合理的と思われる。今回、金商法施行令第2条の12及び企業内容等開示ガイドライン4-2は改正されないが、これらの規定についても改正を行い、(a)発行会社等の役職員のみを対象とする新株予約権証券(ストック・オプション)の勧誘と、(b)少数私募の要件を充たす新株予約権証券の勧誘とを、発行日(割当日)を一にして行う場合も、(a)については金商法施行令第2条の12の届出免除が受けられること、(b)については(a)の勧誘人数が通算の対象とならないことを明らかにしたうえで、いずれも届出が不要となるような措置をご検討いただきたい。</p> <p>仮に、①及び②の勧誘行為が並行して行われる場合に、少数私募又は金商法施行令第2条の12が適用されないということであれば、①の割当日が終わった後に②の勧誘行為を開始(又は、逆に、②の割当日が終わった後に①の勧誘行為を開始)することとすれば、①と②の間(又は順番を逆にする場合には②と①の間)に6ヶ月の期間をあけることなく、新株予約権証券(ストック・オプション)の発行ができるという理解でよいか。その場合、両発行に関する勧誘行為が同時期に重なっていない限り、①及び②に関する発行決議を同一の取締役会において行うことは差し支えないという理解でよいか。</p>	
06	<p>定義府令第13条第2項第1号イの改正案は、「令第一条の六に規定する同種の新規発行証券」から「当該同種の新規発行証券の取得勧誘が令第二条の十二に規定する新株予約権証券等の取得勧誘に係る同条に規定する新株予約権証券等の取得勧誘の相手方が取得したもの」を除外することとしているが、金商法施行令第1条の6の改正案において「同種の新規発行証券」の定義に当たって、その発行の際にその取得勧誘が「第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券」を除外することとしており、定義府令第13条第2項第1号イの改正は不要ではないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 ご意見を踏まえ、規定を修正致しました。</p>
07	<p>定義府令第13条の7第2項第1号イの改正案は、「令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券」から「当該同種の既発行証券の売付け勧誘等が令第二条の十二に規定する新株予約権証券等の売付け勧誘等に係る同条に規定する新株予約権証券等の売付け勧誘等の相手方が取得したもの」を除外することとしているが、金商法施行令第1条の8の3の改正案では、「同種の既発行証券」の定義において「その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券」を除</p>	<p>ご理解のとおりです。 ご意見を踏まえ、規定を修正致しました。</p>

	外することとしており、定義府令第13条の7第2項第1号イの改正は不要ではないか。	
08	金商法施行令第1条の6の改正により、金商法第4条第1項第1号により開示義務が免除される新株予約権証券の募集・売出しの相手方は、それぞれ6か月間又は1か月間の人数通算の対象とされないこととなるが、開示府令第2条4項による1年間の金額通算の対象からは除外されていない。情報開示の必要性が低い場合の開示義務を解消するという今回の改正の趣旨からすると、1億円の金額通算の対象からも外すべきであると考えます。	ご意見を踏まえ、規定を修正致しました。
II. 特定目的会社に係る適格機関投資家要件の追加		
09	改正案の定義府令第10条第1項第23号の2ハにおいては、特定目的会社が適格機関投資家となるための届出の要件として、特定資産の管理及び処分に係る業務を信託銀行等に委託していることが求められている。この点、実務的には、特定資産の管理及び処分に係る業務の委託契約（以下「特定資産管理処分委託契約」といいます。）において、特定目的会社が特定資産として取得することを予定する一定の種類の有価証券（例えば特定社債券）のみを業務委託の対象とし、他の種類の有価証券は業務委託の対象としないことが想定される。このように、適格機関投資家向けに発行された全ての種類の有価証券についての管理及び処分に係る業務を委託するのではなく、特定目的会社が特定資産として取得することを予定する一定の種類の有価証券についての管理及び処分に係る業務のみを委託する特定資産管理処分委託契約を締結した場合であっても、改正案の定義府令第10条第1項第23号の2ハの定める要件を当然に充足するものと理解してよいか。	ご理解のとおり、特定目的会社が委託する管理及び処分に係る業務の対象に、その取得勧誘が金商法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当するものである有価証券のうち一部の種類のもが含まれていれば、要件を満たすものと考えられます。
10	改正案の定義府令第10条第1項第23号の2ハにおける（特定資産の）「管理及び処分に係る業務」、（当該特定資産の）「譲渡人である」及び（当該特定資産の）「管理及び処分を適正に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有する」という文言は、資産の流動化に関する法律第200条第3項における同じ文言と同一の意義であるため、資産の流動化に関する法律第200条第3項の規定よりもさらに要件を加重する趣旨ではないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
11	従前より、届出により適格機関投資家となる2年の間に事情の変動によって適格機関投資家の要件を満たさなくなったとしても、適格機関投資家としての地位を喪失するものではないと解されていると理解している。	基本的には、届出時に特定目的会社が投資運用業を行う金融商品取引業者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託していることを求める

	<p>したがって、今回新たに設けられる定義府令第10条第1項第23号の2ハについても、同号柱書の文言が従前と同様であることから、従前の解釈と同様に、同号ハに規定される要件は届出時において充足することが求められているものであり、届出により適格機関投資家となる2年の間に、事情の変動によって当該要件を充足する状況ではなくなったとしても（例えば、特定資産管理処分委託契約における委託先を変更する必要が生じ、投資運用業を行う金融商品取引業者でない者（例えば、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者）を委託先として新たな特定資産管理処分委託契約を締結する場合は考えられる。）、当然に適格機関投資家としての地位を喪失することとなるものではないという理解でよいか。</p>	<p>ものであり、届出後、適格機関投資家となる2年の間に、事情の変動によって当該要件を充足する状況ではなくなったとしても、直ちに適格機関投資家でなくなるわけではないと考えられます。ただし、例えば、①届出を出した直後に、業務の委託を解除しているような場合や②事情の変動によって業務の委託が終了した後、他の投資運用業を行う金融商品取引業者に業務の委託を行うことによって遅滞なくその状況を是正しないまま新たな取引を行うような場合等、適格機関投資家制度の潜脱に当たるような場合については、適格機関投資家に該当しないことになることもあると考えられます。</p>
12	<p>改正案の企業内容等開示ガイドライン2-5⑥においては、新たに発行される有価証券の取得勧誘又は既に発行された有価証券の売付け勧誘等（以下「勧誘」という。）を適格機関投資家に対して行う場合で、当該相手方が適格機関投資家には該当しないものとして取り扱われることがある場合の例として、当該売り付け等の相手方が取得し、又は買い付けようとする有価証券の権利と同様の内容の権利を表示する資産対応証券を発行し、一般投資家に取得させようとする特定目的会社である場合が追加されている。このような追加が行われる趣旨は、適格機関投資家向けに発行された有価証券（以下「プロ私募有価証券」という。）の特定目的会社への勧誘が、実質的にみて勧誘対象のプロ私募有価証券を一般投資家に取得させるための勧誘であると評価できるような場合には、そのような特定目的会社を適格機関投資家とは取り扱わないとすることで、勧誘対象であるプロ私募有価証券について開示規制を適用し、もって一般投資家の保護を図るところにあり、従前の5つの例（企業内容等開示ガイドライン2-5①から⑤まで）とその趣旨は同じであると理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13	<p>改正案の企業内容等開示ガイドライン2-5⑥において、勧誘の対象となるプロ私募有価証券と発行予定の資産対応証券とが「同様の内容の権利」を表示しているか否かについては、償還期限、利率・配当率、その他当該有価証</p>	<p>ご理解のとおり、改正案の「同様の内容の権利」は、償還期限、利率・配当率等の権利の内容が実質的に同一であるという点を基準として判断</p>

	<p>券によって表示される権利の内容が同一か否かという点を基準として判断されると理解してよいか。仮にそのような理解でよいのであれば、「同様の内容の権利」という多義的な解釈を許す文言ではなく、「同一又は実質的に同一内容の権利」等のより限定的な文言としていただき、また、「取得し、又は買い付けようとする」の前に「一般投資家に取得させることを目的として、」を挿入し、当該プロ私募有価証券を一般投資家に取得させる目的で当該資産対応証券を発行した場合にのみ、当該特定目的会社が適格機関投資家とは取り扱われなないこととなることを明示することは可能か。</p>	<p>されるべきものであると考えられますので、ご意見を踏まえ、明確化の観点から表現を修正させていただきます。</p> <p>なお、企業内容等開示ガイドライン2-5⑥が適用される場面については、対象となる有価証券を一般投資家に取得させることを目的とする場面に限られるものではないと考えます。</p>
14	<p>適格機関投資家向けに発行された特定社債券を対象として特定目的会社に対する勧誘がなされ、当該特定目的会社が当該特定社債券を特定資産として、新規に特定社債券と優先出資証券との双方を発行することを予定している場合には、勧誘対象である特定社債券と新規に発行される優先出資証券は、デットとエクイティという重大な性質の違いがあることから、基本的には両者が「同様の内容の権利」を表示しているとされることは考えにくいものと理解しているが、そのように理解してよいか。</p>	<p>取得勧誘又は売付け勧誘等の対象となる有価証券と特定目的会社が発行する資産対応証券の権利の内容が同一であるかどうかは、実質的に判断すべきものであり、デットとエクイティという性質の違いがあるからといって直ちに「実質的に同一の内容の権利」に該当しないというわけではなく、個別具体的に判断することが必要であると考えられます。</p>
15	<p>租税特別措置法施行令第39条の32の2第2項に定める特定債権流動化特定目的会社が取得することができる特定資産である有価証券は、特定資産が不動産等である特定目的会社が発行する特定社債に限定されている。この場合、改正案の企業内容等開示ガイドライン2-5⑥の適用に当たり、当該特定債権流動化特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券については、以下のような基準で「同様の内容の権利を表示する資産対応証券」に該当するかどうかを判断していいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行する特定社債の利率、利払い、償還等の主要な条項が取得する特定社債の条項と異なっている場合には、同様の内容の権利を表示する資産対応証券には該当しない。 ・優先出資証券については、社債と出資証券という法的性質の違いから、同様の内容の権利を表示する資産対応証券には該当しない。 	<p>取得勧誘又は売付け勧誘等の対象となる有価証券と特定目的会社が発行する資産対応証券とで条件が異なっている場合であっても、権利の内容が実質的に同一であれば、改正案の企業内容等開示ガイドライン2-5⑥が適用されると考えられます。また、社債と出資証券という違いがあるからといって直ちに「実質的に同一の内容の権利」に該当しないというわけではなく、権利の内容が実質的に同一であるかどうかを個別具体的に判断することが必要であると考えられます。</p>
16	<p>改正案の企業内容等開示ガイドライン2-5⑥は、下記(1)、(2)のいずれの意義を有すると解釈すべきか。(あるいは、(1)又は(2)のいずれも正しくない場合には、正しい解釈を教示いただきたい。)</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、改正案の企業内容等開示ガイドライン2-5⑥は、基本的には、有価証券の取得勧誘又は売</p>

	<p>(1) 一般投資家に本改正案に規定する内容の資産対応証券を発行する特定目的会社を適格機関投資家に該当しないものとして取り扱うのは、有価証券の取得勧誘等又は売り付け勧誘等が法第2条第3項に定める「有価証券の募集」又は同条第4項に定める「有価証券の売出し」に該当するか否かを判定する場合に限られる。言い換えれば、一般投資家に資産対応証券を発行する特定目的会社が、定義府令第10条第1項23号(改正案においては23号の2)に定める要件を充足し、必要な届出を行う場合に、適格機関投資家から一律に除外されるものではない。</p> <p>(2) 一般投資家に本改正案に規定する内容の資産対応証券を発行する特定目的会社は、定義府令第10条第1項23号(改正案においては23号の2)に定める要件を充足し、必要な届出を行う場合であっても、適格機関投資家から一律に除外される。</p>	<p>付け勧誘等の相手方が適格機関投資家であっても、これに該当する場合には適格機関投資家に該当しないものとして取り扱うという解釈を示すものです。ただし、これ以外の場面であっても、この企業内容等開示ガイドラインの内容を踏まえ、適格機関投資家制度の潜脱とみなされる場合には、適格機関投資家に該当しないものとして取り扱うこともあると考えられます。</p>
17	<p>従前、定義府令第10条第1項23号に定める要件を充足し、定義府令第10条第3項に規定する届出を行った特定目的会社の取扱いは、下記(1)又は(2)のいずれか。(あるいは、(1)又は(2)のいずれでもない場合には、正しい取扱いを教示いただきたい。)</p> <p>(1) 改正案適用後も、適格機関投資家に該当することとなる期間の経過までは、適格機関投資家として取り扱われる。</p> <p>(2) 改正案適用日の前日に、適格機関投資家として該当することとなる期間は終了し、適用日以後、適格機関投資家としては取り扱われない。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、企業内容等開示ガイドラインは、法令の解釈・適用を明確化するものであり、企業内容等開示ガイドライン2-5⑥が追加されたことによって、法令の適用関係が変わるものではないと考えられます。企業内容等開示ガイドライン2-5⑥を追加する以前であっても、適格機関投資家制度の潜脱に当たるような場合には、適格機関投資家として取り扱われるべきではないものと考えられます。</p>
<p>Ⅲ. 募集又は売出しに係る有価証券届出書の提出義務が免除される新株予約権証券(ストック・オプション)の付与の対象者の範囲拡大</p>		
18	<p>開示義務が免除される新株予約権証券(ストック・オプション)の募集・売出しの相手方について、発行会社が間接的に他の会社の発行済株式の総数を所有している場合における、当該他の会社(具体的には、曾孫会社、発行会社の複数の完全子会社が共同で他の会社の発行済株式の総数を直接又は間接に所有している場合の他の会社等の役員及び使用人(以下「役員等」と総称する。)まで拡張していただきたい。</p> <p>なぜなら、本改正案において新たに開示義務の免除を認</p>	<p>今般の改正では、新株予約権証券(ストック・オプション)の募集・売出しにおいて、当該新株予約権証券(ストック・オプション)の発行会社の完全子会社(当該発行会社とその発行済株式の総数を所有する会社)がその発行済株式の総数を所有する会社(完全孫会社)の役員・使用人は、当該発行会社及び当該新株</p>

	められた完全孫会社の役員等と、完全孫会社以外の完全間接子会社の役員等の間においては、発行会社の情報取得の容易さにおいて有意な差はないと考えられ、完全孫会社の役員等を相手方とする場合にのみ限定して開示義務を免除する合理性は乏しいと考えられるためである。	予約権証券（ストック・オプション）に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができるものと考えられることから、従来の完全子会社の役員・使用人に加え、完全孫会社の役員・使用人を相手方とする場合についても、開示義務を免除することとしたものです。
19	開示府令の改正の趣旨は、完全子会社・完全孫会社はその親会社と実質的に同視できるので、開示義務を免除する点にあると思われる。ところが、完全子会社が孫会社の株式の総数を保有する場合のみならず、完全子会社と親会社があわせて孫会社の株式の総数を保有している場合も、同様に親会社と同視できると考えられる。したがって、完全子会社と親会社があわせて孫会社の株式の総数を保有している場合にも、開示義務を免除するべきではないか。	ご指摘のように、当該発行会社とその完全子会社でその発行済株式の総数を所有する会社（間接完全孫会社）の役員・使用人であっても、当該発行会社及び当該新株予約権証券（ストック・オプション）に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができるものと考えられることから、当該間接完全孫会社の役員・使用人を相手方とする当該新株予約権証券（ストック・オプション）の募集又は売出しについて、開示義務を免除することとしました。
20	当該発行会社、完全子会社及び完全孫会社の役員・使用人のみに対する発行を、開示義務の免除の対象とし、それ以外の発行会社のグループの会社の役員・使用人を対象外とすることは、必ずしも合理的な根拠に基づく区別ではないと思われることから、 ① 発行会社が直接又は間接に過半数の株式を保有している子会社、孫会社及びひ孫会社など、グループ会社の役員・使用人に対してストック・オプションを発行する場合も、開示義務の免除の対象としていただきたい。 ② 例えば、発行会社とその完全子会社と 50%ずつ出資し孫会社を設立している場合、係る孫会社の役員・使用人も発行会社に関する情報を同様に取得することができるため、少なくとも、役員・使用人が開示義務の免除対象となる孫会社の規定を、当該発行会社が直接又は間接を問わず 100%の出資をしている会社として頂きたい。	一方、ご指摘のような当該発行会社の完全孫会社の完全子会社（完全ひ孫会社）、当該発行会社が発行済株式の過半数を所有する会社（非完全子会社）等については、一般的に、当該完全子会社・当該完全孫会社（間接完全孫会社を含む。）に比べ、当該発行会社との関係が希薄なものとなり、当該完全ひ孫会社、非完全子会社等の役員・使用人は当該発行会社及び当該新株予約権証券（ストック・オプション）に関する情報を容易に取得することができなくなると考えられることから、これらの者に対する新株予約権証券（ストック・オプション）の募集・売出しについて開示義務を免除することは適切ではないと考えます。
21	完全孫会社と完全孫会社の完全子会社（完全ひ孫会社）で情報の非対称性の程度に差があるとは思われないことから、100%の出資関係の連鎖がある限り、届出免除の対象とすべきではないか。	
22	子会社である限りは 100%の被出資関係がなくとも親会社のことを十分承知しているはずであり、情報の非対象性の問題はないと考えられる。このため、届出の免除は、100%の出資関係がある場合に限る必要はなく、50%超の議決権保有又は財務諸表規則上の親子関係があれば足りると思われる。	
23	新株予約権証券（ストック・オプション）を発行者、その完全子会社及び完全孫会社の役員・使用人以外にも発行す	

	<p>る必要がある場面が想定される。一方、発行者の直接・間接子会社あるいは兄弟会社等は同一グループとして捉えられ、開示義務を課さなくとも弊害は抑制できると考えられることから、届出を免除する対象を完全子会社・完全孫会社以外にも拡大することが望ましい。</p>	
24	<p>新株予約権証券（ストック・オプション）の募集・売出しについて、発行会社ないし完全間接子会社から、当該完全間接子会社の役員等が発行会社の情報を容易に取得できる体制が整っていることを記載した書面、参考資料等を貴庁に提出することにより、貴庁における審査等を経た許可・承認等の手続きにより個別に開示の義務が受けられるような制度の構築を検討していただきたい。</p>	<p>ご指摘のように、間接子会社の役員・使用人が発行会社等に関する情報を容易に取得することができる体制が整っているか否かについて金融庁が個別に審査し、許可・承認等を行うことは困難であることから、一律に完全子会社・完全孫会社に限定して、新株予約権証券（ストック・オプション）の募集・売出しに係る開示義務を免除するものです。</p>
25	<p>金商法第4条第1項第1号により開示義務が免除される場合として、新株予約権証券の募集・売出しの相手方が発行会社の「完全孫会社」の役員・使用人である場合も含めるといふ今回の改正の趣旨からすると、改正案の開示府令第2条第2項第2号の「発行者である」の次に「会社の」が必要ではないか。また、同号の「新株予約権」は、前号の表現と平仄を合わせて「新株予約権証券」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「新株予約権証券の発行者である会社の完全子会社」ですので、規定を修正致しました。 （参考） 他のご意見を踏まえ、新株予約権証券の発行者である会社及びその完全子会社が発行済株式の総数を所有する会社についても、対象とすることとしました（19参照）</p>
26	<p>「発行済株式の総数」を保有しているか否かが基準とされているが、議決権の総数を保有しているか否かを基準とすべきではないか。実務的には親会社の子会社の99%を保有しているが、子会社自身が1%の自己株式を保有しているようなケースもあり、このような場合に届出書の提出を求める合理性はないと思われる。</p>	<p>貴重なご意見として、参考にさせていただきます。</p>
<p>IV. 公開買付届出書の記載事項の簡略化等</p>		
27	<p>他社株府令第13条第1項第11号の規定により添付する、第二号様式のうち「公開買付者の状況」の「会社の場合」の（1）及び（2）の記載事項に相当する事項が記載された書面は、有価証券報告書等の記載項目と完全には一致しないが、例えば、直近の有価証券報告書等（1期分）をそのまま添付することでよいとの理解でよいか。</p>	<p>第二号様式のうち「公開買付者の状況」の「会社の場合」の（1）及び（2）の記載事項に相当する事項が記載された書面を添付すればよく、有価証券報告書等をそのまま添付することを求めるものではありませんが、直近の有価証券報告書等（1期分）をそのまま添付することでも構いません。</p>
28	<p>他社株府令第13条第1項第12号の規定により添付する、</p>	<p>第二号様式のうち「最近3年間の</p>

	<p>第二号様式のうち「最近3年間の損益状況等」の記載事項に相当する事項が記載された書面は、公開買付届出書の「継続開示会社たる対象者に関する事項」に記載する有価証券報告書と整合させるため、例えば、直近の有価証券報告書（1期分）等を添付することとなるのか。それとも、「最近3年間の損益状況等」に合わせるため2期分（財務諸表は3期分）の有価証券報告書の添付が必要となるのか。</p>	<p>損益状況等」の記載事項に相当する事項が記載された書面を添付すればよく、有価証券報告書等をそのまま添付することを求めるものではありませんが、有価証券報告書をそのまま添付する場合は、2期分の有価証券報告書の添付が必要と考えられます。なお、第二号様式のうち「継続開示会社たる対象者に関する事項」に記載する有価証券報告書について、2期分記載することとする修正をいたしました。</p>
29	<p>自社株府令第6条第1項第1号へ及び第2号への規定により添付する、第二号様式のうち「公開買付者の状況」の「発行者の概要」及び「経理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面は、有価証券報告書等の記載項目と完全には一致しないが、例えば、直近の有価証券報告書等（1期分）をそのまま添付することでよいとの理解でよいか。</p>	<p>第二号様式のうち「公開買付者の状況」の「発行者の概要」及び「経理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面を添付すればよく、有価証券報告書等をそのまま添付することを求めるものではありませんが、有価証券報告書をそのまま添付する場合は、2期分の有価証券報告書の添付が必要と考えられます。なお、第二号様式のうち「継続開示会社たる公開買付者に関する事項」に記載する有価証券報告書について、2期分記載することとする修正をいたしました。</p>
30	<p>他社株府令第13条第1項第11号、第12号や、自社株府令第6条第1項第1号へ、第2号への規定により添付する、「公開買付者の状況」等の記載事項に相当する事項が記載された書面として、有価証券報告書等を添付する場合、当該有価証券報告書等の訂正報告書が提出されている場合は当該訂正報告書も添付しなければならないとの理解でよいか。</p>	<p>有価証券報告書及び訂正報告書等をそのまま添付することを求めるものではありませんが、これらの規定に基づく添付書類として、有価証券報告書等をそのまま添付する場合、有価証券報告書の訂正報告書を添付することとなると考えられます。</p>
31	<p>他社株府令第13条第1項第11号、第12号や、自社株府令第6条第1項第1号へ、第2号への規定により添付する、「公開買付者の状況」等の記載事項に相当する事項が記載された書面として、有価証券報告書等を添付する場合、公開買付説明書に記載が必要と考えられるが、有価証券報告書等をそのまま組み込み印刷するとの理解でよいか。</p>	<p>公開買付説明書において、これらの規定により求められる添付書類に記載されている事項をそのまま記載する必要はないと考えられますが、他社株府令第24条第1項第2号、第3号や、自社株府令第15条第1項第2号の規定により求められる、公開</p>

		<p>買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明や対象者に係る主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明に関する事項を記載する必要があります。</p>
--	--	--